

判決年月日	平成 2 4 年 1 2 月 2 5 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 1 部
事 件 番 号	平成24年（行ケ）第10082号		
○ 発明の名称を「レーザ加工装置」とする発明の無効不成立審決が、本件発明と甲 1 発明との相違点の認定に誤りがあるとして取り消された事例			

（関連条文）特許法 2 9 条 1 項， 2 項

本件は、発明の名称を「レーザ加工装置」とする発明の無効不成立審決に対する審決取消訴訟である。審決は、相違点 3 を後記 1 のとおりに認定していたところ、判決は後記 2 のとおり審決の相違点 3 の認定には誤りがあるから、審決は相違点 3 から本件発明の進歩性を肯定する限りにおいて誤りであるとして、これを取り消した。

1 審決が認定した相違点 3

本件発明は、「流体排出経路を通過した気体は流体排出手段より外部に排出され」るのに対して、甲 1 発明は、流体排出経路を通過した流体は流体管 1 4 とは別体の流体管より外部に排出されていない点。

2 本件判決の判断

本件発明に係る特許請求の範囲には、「前記反射部材支持部の空間から気体を排出する流体排出手段とを備え、前記空間は流体供給経路及びこの流体供給経路と別体の流体排出経路を除き密閉構造とし、前記流体排出経路を通過した気体は前記流体排出手段より外部に排出され、」と記載されている。同構成中の「流体排出手段」とは、気体を「反射部材支持部の空間」の外部へ排出するための手段を指す。そうすると、本件発明の「前記流体排出経路を通過した気体は前記流体排出手段より外部に排出され」とは、「流体排出経路を通過した気体が、反射部材支持部の空間の外部へ排出されること」を意味し、「外部に排出」とは、「反射部材支持部の空間の外部へ排出されること」を意味することは、特許請求の範囲の文言上明らかであって、それ以外の格別の限定はない。本件明細書の記載にも、同様に、「外部に排出」とは、反射部材支持部の空間の外部へ排出されることが示されている。

他方、甲 1 発明においても、鏡面 1 2 を有する金属円板と鏡ケース 1 3 とにより形成された密閉空間内から、当該空間内に接続された流体管 1 4 とは別体の流体管により圧力水が排出されている。

本件発明と甲 1 発明とは、いずれも「外部に排出」されており、相違点 3 に係る相違はない。したがって、「本件発明は、『流体排出経路を通過した気体は流体排出手段より外部に排出され』るのに対して、甲 1 発明において、流体排出経路を通過した流体は流体管 1 4 とは別体の流体管より外部に排出されていない点」を相違点とした審決の認定は、誤

りがある。…

本件発明の「『外部に排出』という記載が特定する技術的事項は、密閉構造とされた空間を取り巻く周囲の空間に排出されることであるといえる」との解釈を前提として、この点を甲１発明との相違点３とした審決の認定は誤りである。そして、審決は相違点３が容易想到でないとして結論を導くものであるから、審決は、相違点３から本件発明の進歩性を肯定する限りにおいて誤りがあるというべきである。